

入居資格（ひとり親世帯・若年ファミリー向）

申込期間に、次のすべてにあてはまる必要があります。

- 1 一般世帯 家族向にあてはまること。
- 2 申込者本人が夫もしくは妻（内縁の夫もしくは妻、婚約者、パートナーを含む。）のいない方で、同居親族は20歳未満の子であること。または、申込者を含め同居親族全員が40歳未満であり、世帯構成が夫婦[※]と子のみの世帯であること。

※「夫婦」には「申込者とそのパートナー」を含みます。